

## 報告第10号

令和5年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月2日

提出者 武蔵村山市長 山崎 泰大